

## 第四十四号議案

東京都都税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

東京都都税条例の一部を改正する条例

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「公示送達は、」の下に「公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和二十九年總理府令第二十三号）第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「又は」を「若しくは」に、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を都税事務所等、都税総合事務センター若しくは都庁内に設置した電子計算機の映像面に表示したもの」の閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて」に改める。

第四十六条の二中「（昭和二十九年總理府令第二十三号）」を削る。

第四十八条の二十一、第四十八条の二十四第一項第二号及び第一百三条の十四から第百三条の十六までの規定中「五年間」を「七年間」に改める。

附則第六条の四第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に、「及び次条」を「から附則第七条の二まで」に改める。

附則第十五条の二（見出しを含む。）中「令和七年度分」を「令和八年度分」に改める。

附則第二十条中「令和七年度分」を「令和八年度分」に改め、同条第一号中「同条第二号イ」を「同条第三号イ」に改める。

附則第二十条の二（見出しを含む。）中「令和七年度分」を「令和八年度分」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十七条及び第四十六条の二の改正規定並びに次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）

附則第一条第十二号に規定する日

二 第四十八条の二十一、第四十八条の二十四第一項第二号及び第一百三条の十四から第一百三条の十六までの改正規定並びに

附則第三項の規定 令和九年四月一日

### （経過措置）

2 前項第一号に掲げる改正規定による改正後の東京都都税条例第十七条の規定は、同号に定める日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

3 附則第一項第二号に掲げる改正規定による改正後の東京都都税条例第四十八条の二十一、第四十八条の二十四第一項第二号及び第一百三条の十四から第一百三条の十六までの規定は、附則第一項第二号に定める日以後に使用が終わる帳簿の保存について適用し、同日前に使用が終わった帳簿の保存については、なお従前の例による。

4 この条例による改正前の東京都都税条例（以下「旧条例」という。）附則第十五条の二の規定は、令和七年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。

5 旧条例附則第二十条及び附則第二十条の二の規定は、令和七年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。

### （提案理由）

電気自動車等に対する自動車税の種別割の課税免除措置並びに負担水準が〇・六五を超える商業地等に係る固定資産税等の軽減措置及び小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置を継続するほか、所要の改正を行う必要がある。